



又は



書面で提出!

便利な

申告書の作成は 国税庁ホームページの



「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得 (手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。



「e-Tax (電子申告)」を利用して申告すると・・・

1 平成 24 年分の申告で 最高 3,000 円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で法定申告期限内に申告する場合は、最高 3,000 円の税額控除が受けられます (平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回。)

3 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています (3 週間程度に短縮。)

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容 (病院などの名称・支払金額等) を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます (法定申告期限から 5 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)



e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得 (手数料が必要です。また、有効期限は 3 年間です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —